

区・自治会等への支援制度概要一覧

※ 簡易的な表のため、あくまで目安としてご覧ください。
 ※ 要望にあたっては、担当窓口まで事前にご相談ください。

番号	こんなときに	役場担当窓口	制度名	制度所管	趣 旨	補助率など	対象者	対象経費・対象外経費	申請時期・申請期限
1	健康づくり、疾病予防、健康の保持増進を目的とした健康教室などを開催したい	健康福祉課 保健医療係 (内190)	飯島町健康づくり運動団体活動補助金	飯島町	健康づくり、健康増進の推進、疾病予防の推進、啓発活動	講師料補助 10,000円以内(100円未満切捨て。)交付回数にかかわらず1団体につき10,000円を限度。	・飯島町で活動する団体	【対象】講師料実費に限る	年度の末日3月実施した団体については翌年度4月末日。事前要連絡。
2	高齢者の自治会単位による組織化及び健康増進	健康福祉課 高齢者福祉係 (内197)	高齢者活動交付金 いちいの会	飯島町	高齢者が地域で、元気に活動し、健康長寿 いちい を目指す。	定額 ・10人から19人 年間 20,000円 ・20人以上 年間 30,000円 ・初回に限り組織加算 1団体 10,000円	・自治会単位で65歳以上高齢者で10人以上のグループ ・自治会で1グループが対象	【対象】年間計画に基づき、グループの登録者の2分の1以上の参加事業が年4回実施されていること。4回のうち 1回は介護予防事業を実施していただいていること。 *ただし、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、交付条件を緩和しています。	時期: 継続:4月末日までに申請 新規:随時 期限:3月31日
3	農業用排水路が老朽化しており改修したい	産業振興課 耕地林務係 (内108)	土地改良事業補助金	飯島町	区、自治会が主体で行なう農業用排水路の敷設替・管理用道路補修工事等への助成	6/10以内	・区、自治会	【対象】農業用排水路、管理道の補修工事費等	随時(年度内完了) ※要事前打合せ
4			現物支給制度	飯島町	区、自治会で農業用排水路の敷設替・管理用道路、目地補修等を実施して頂くにあたり必要な資材を支給する	砕石、コンクリート、側溝などの現物を支給 ※要事前打合せ	・区、自治会	【対象】農業用排水路等の補修資材	随時(年度内完了) ※要事前打合せ
5			生産基盤整備事業	飯島町	区、自治会、山林所有者協業体が主体で行なう林道、作業道工事費等への助成	6/10以内	・区、自治会、山林所有者協業体	【対象】林道、作業道の補修工事費等	随時(年度内完了) ※要事前打合せ
6			現物支給制度	飯島町	区、自治会、山林所有者協業体等で林道、作業道の補修等を実施して頂くにあたり必要な資材を支給する	砕石、コンクリート、側溝などの現物を支給 ※要事前打合せ	・区、自治会、山林所有者協業体	【対象】林道、作業道等の補修資材	随時(年度内完了) ※要事前打合せ
7	道路の補修をしたい	建設水道課 建設係 (内141)	現物支給制度	飯島町	区、自治会で町道の補修等を実施していただくにあたり必要な資材を支給する	砕石、コンクリート、側溝などの現物を支給 ※要事前打合せ	・区、自治会	【対象】町道補修にかかる資材 【対象外】町道以外に使用する資材	随時(年度内完了) ※要事前打合せ
8	見通しが悪い交差点にカーブミラーを設置したい		現物支給制度	飯島町	交通安全のためのカーブミラー、支柱及び取付金具等の現物支給	カーブミラー等設置に必要な資材の支給 ※要事前打合せ	・区、自治会	【対象】カーブミラーの設置に必要な資材の現物支給(新設・取替え)、カーブミラー、取付支柱、取付金具、注意板、標識、表示板	随時(年度内完了) ※要事前打合せ
9	・除雪機を購入したいので補助してほしい ・自治会でを行う除雪作業に支援がほしい		飯島町町道除雪用機械購入等補助金交付要綱	飯島町	区又は自治会が町道の除雪のために用いる機械及び器具の購入又は改造に要する経費について補助する	①機械の購入費又は改造費の100分の70以内(機械1台当たり150,000円を限度) ②器具の購入費の100分の50以内(器具1台当たり50,000円を限度) ③上記①機械類の修繕費の100分の50以内(機械1台当たり50,000円を限度)	・区、自治会	【対象】①除雪用機械類(除雪機械、除雪板、融雪剤散布機械) (1)主機に取付ける作業機械の購入費 (2)動力装置と一体型の機械の購入費 (3)その他町長が必要と認めた機械の購入費 (4)前(1)から(3)に掲げる機械の改造費 ②除雪用機械に用いる器具類 (1)滑り止め器具、保安用品の購入費 ③上記①除雪機械類の修繕費 【対象外】個人や企業での購入	当年度実施分について、5月ごろ各自治会に照会(調査)、締切7月下旬ごろ
10	除雪協力費交付金制度		飯島町	自治会での除雪作業を補助	各自治会の戸数、面積、(※)前年度除雪実績額に応じ、予算の範囲内で協力費を交付。※申請の必要はなし	自治会			申請の必要はないが、(※)前年度除雪実績額調査を前年の3月に実施
11	・自治会備品(除雪機を含む)を購入したい ・自治会で新しく地域づくり活動やイベントを始めたい	地域創造課 地域係 (内123)	地域発 元気づくり支援金	長野県	市町村が住民とともに取り組む、地域の元気を生み出すモデル的、発展的な事業を支援	・建設・事業備品購入 2/3以内 ・その他 3/4以内 ※ 千円単位、補助の下限30万円	・区、自治会、県内に事務所を有し、公共的活動や地域の活性化に資する活動を営む団体	【対象】地域協力の推進、保健・医療・福祉の充実、教育・文化の振興、安全・安心な地域づくり、環境保全・景観形成、産業振興・雇用拡大、地域の元気を生み出す地域づくり 【対象外】団体・施設の運営費や人件費、用地取得・賃借の経費や補償費・調査研究・計画作成に係る経費、食糧費、地方事務所長が不適当と認める経費	翌年度実施事業を2月上旬までに申請 ※2次募集などあり
12			コミュニティ助成事業(宝くじ助成)一般コミュニティ助成事業	(財)自治総合センター	コミュニティの健全な発展を図り、宝くじの社会貢献をPRする、コミュニティ活動を助成	・10/10以内、100~250万円 ※ 10万円単位	・区、自治会、市町村が認めるコミュニティ組織	【対象】コミュニティ活動の活性化につながる活動に直接必要な施設・設備の整備 ※採択とならない場合がありますので予めご了承ください。	翌年度実施事業を9月中旬までに申し出
13			協働のまちづくり推進事業	飯島町	協働のまちづくりを推進するための自主的で自立的な活動を補助	・備品購入費 1/4以内 ・その他 10/10以内 ※ 千円単位、上限20万円	・区、自治会、まちづくり活動を行う5人以上の団体で、半数以上が町の住民。政治、宗教、営利等団体を除く	【対象】報償費(講師の謝礼など)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(郵送料など)、使用料、賃借料、原材料費、備品購入費、その他町長が必要と認める費用 【対象外事業】他の補助制度がある場合、経常的な運営に属する場合	随時(年度内完了)
14			コミュニティ助成事業(宝くじ助成)青少年健全育成助成事業	(財)自治総合センター	コミュニティの健全な発展を図り、宝くじの社会貢献をPRする、コミュニティ活動を助成	・10/10以内、30~100万円 ※ 10万円単位	・区、自治会、市町村が認めるコミュニティ組織	【対象】小・中学生が参加するイベント等のソフト事業(講演会・研修会、野外活動)の実施等 ※採択とならない場合がありますので予めご了承ください。	翌年度実施事業を9月中旬までに申し出
15	集会所を新築、増築したい	社会福祉協議会 庶務係 86-5511	飯島町自治会集会所施設整備事業補助金	飯島町	集会所の新築・増築のために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付	①新築 定額30万円+加入世帯数×5,000円 ②増築・改築 工事費のうち20万円を超えた額の15%(30万円限度)	・区、自治会	【対象】建設工事請負金、増改築工事請負金 【対象外】用地取得・造成経費	随時(年度内完了)
16	コミュニティ助成事業(宝くじ助成)地域防災組織育成助成事業		(財)自治総合センター	コミュニティの健全な発展を図り、宝くじの社会貢献をPRする、コミュニティ活動を助成	・10/10以内、30~200万円 ※ 10万円単位	・区、自治会、市町村が認めるコミュニティ組織	【対象】自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な施設、設備の整備 ※採択とならない場合がありますので予めご了承ください。	翌年度実施事業を9月中旬までに申し出	
17	災害時に備え、備品や施設等を整備したい		安心・安全なまちづくり活動支援公募配分事業	長野県共同募金会	防災関係の備品等の整備を図り、共同募金事業の社会貢献をPRする。	・備品購入費 ※ 千円単位、上限20万円	・区、自治会、自主防災組織 ※過去に助成を受けている団体は対象外	【対象】避難用物品(発電機、テント、投光器、投光器スタンド)・負傷者・障がい者等移動用物品(担架、車いす、リヤカー)・救命物品(AED、救急セット、救助用工具)・避難誘導用物品(メガホン、無線機)・護身用物品(ヘルメット)・防災物品保管庫(防災物品保管用倉庫、防災物品保管用物置) ※対象備品が絞り込まれる可能性があります。	翌年度実施事業を11月下旬頃までに申請
18	自主防災組織施設整備事業補助金		飯島町	地震による防災活動を行う住民による自主防災組織が防災施設を整備する際の補助金	・8/10以内 ※限度額 50世帯未満又は200人未満の組織は40万円、50世帯以上又は200人以上の組織は60万円	・自主防災組織(区、自治会)	情報伝達(電池メガホン、トランシーバーなど)、救出・救護避難用具(担架、簡易ベット、毛布、救急セット、リヤカーなど)、その他町長が特に必要と認めたもの	当年度実施事業を5月31日までに申請または相談	
19	その他自治会等への支援	総務課 危機管理係 (内218)	消防施設整備費交付金	飯島町	消防活動に必要な消防施設の整備	・8/10以内(対象経費1万円以上) ※ 限度額 70万円	・区、自治会	【対象】鉄骨警備庫の移転・補修、ホース掛施設の新設・補修、消火栓の補修・附属器具の購入、防火貯水槽の補修、せぎ込み施設の設置・補修、トランシーバー、電池、メガホン、発電機・投光機等の購入・補修、その他町長が必要と認めたもの 【対象外】用地代、支障物補償費、雑費	当年度実施事業を5月31日までに申請または相談
20	夜道が暗いので防犯灯を設置したい・修繕したい	教育委員会 こども室 (内636)	防犯灯設置等事業補助金	飯島町	国県道、町道又は大衆が利用する用地への防犯灯の設置及び修繕	・1基当たり事業費の2/3以内(修繕1/2以内) ※限度額 25,000円(修繕20,000円) 支柱の新設を伴う場合は40,000円	・区、自治会	【対象】発光ダイオード(LED)を光源とする照明器具の設置及び修繕に要する経費 【対象外】用地代	当年度実施事業を5月31日までに申請または相談(修繕は随時)
21	新しく児童遊園をつくりたい		飯島町小規模児童遊園地設置事業補助金交付要綱	飯島町	区又は自治会が児童遊園の設備又は危険防止施設の設置に要する経費に対する補助	当該事業費(整地に要する費用を除く。)の2分の1以内とし、事業費が40万円を超える場合は40万円を限度	区又は自治会	児童遊園地に設置する施設は、児童幼児の遊具(ブランコ、スベリ台、シーソー等)及び危険防止施設(防護柵等)	随時(年度内完了)
22	その他自治会等への支援 ・指定文化財の修理など	教育委員会 生涯学習係 (内632)	飯島町文化財保護事業補助金	飯島町	指定文化財の修繕経費等の一部を補助	県指定文化財は1/10以内、町指定文化財は3/10以内 ※上限50万円	・文化財所有・管理者	【対象】指定文化財の修理、復旧、又は防災上の工事等に要する経費のうち、事業費として認められるもの	随時(年度内完了)
23	その他自治会等への支援 ・町の学芸、文化の振興に貢献できると認められる短歌、俳句、漢詩等の石碑設置		飯島町石碑設置事業補助金	飯島町	飯島町における学芸、文化の振興を図るため、区、自治会又は社会教育団体等が行う石碑設置事業に要する経費の一部を補助	1/3以内 ※上限5万円	・区、自治会 ・社会教育団体等	【対象】次の要件を満たす石碑の新設等に要する材料費、筆耕料、工事費で、事業費15万円以上のもの (1)町が行った「いなの中路風雅の道しるべ」事業の継続事業と位置付けられるものであること。(2)碑文の内容は、短歌、俳句、漢詩等学芸分野に限り、町の学芸、文化の振興に貢献できると認められるものであること。(3)設置場所は、町内の公共施設又はこれに準ずる場所とし、たれでも容易に見学できる場所であること。(4)作品又は作者のいずれかは町に保蔵があり、かつ作者は故人であること。 【対象外】用地費及び補償費	随時(年度内完了)